

広島県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和三年十月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	複合介護施設「みやけの郷」(サービス付き高齢者向け住宅)	広島市佐伯区三宅町1182番地	令和3年10月5日
老人ホーム	複合介護施設「みやけの郷ビュー」(サービス付き高齢者向け住宅)	広島市佐伯区三宅町385番地1	令和3年10月5日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム Path One	広島市佐伯区五日市町大字美鈴園50番地43	令和3年10月5日
老人ホーム	住宅型有料老人ホームあい・のぞみ Path (道)	広島市佐伯区八幡東一丁目29番41-8	令和3年10月5日